

川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価の高騰により、事業運営に強い影響を受けた介護サービスを提供する事業所または施設を営む事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業者の負担を軽減し、別表に掲げる対象サービスを提供する介護サービス事業所等（以下「介護サービス事業所等」という。）の運営の継続と安定化に資する支援を行うことを目的とする。

2 前項の交付金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年5月1日規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の例による。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 令和7年4月1日（以下「基準日」という。）時点において、介護サービス事業所等を、川口市内に有していること。
- (2) 申請日時点で事業を廃止していないこと。
- (3) 基準日時点と申請日時点の両日において事業を休止していないこと。

(支援金の額)

第4条 介護サービス事業所等の種別ごとの支援金の額は別表のとおりとする。

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、市が指定する期日までに、介護サービス事業所等ごとに、川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、規則第11条の実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）又は川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知の上、支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(書類の保存)

第7条 支援金の交付を受けた交付決定者は、次の各号に定める書類について、支援金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に定める交付決定通知兼確定通知書
- (2) 電気料金、ガス料金、ガソリン代、軽油代、食材費等の領収書等

(支援金の返還等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(報告及び調査)

第9条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

- 2 申請者等は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときには、これに応じなければならない。

(電子情報処理組織による書類の提出)

第10条 この要綱の規定による申請書兼請求書の提出については、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請については、書面により行われたものとみなして、当該申請に関するこの要綱の規定を適用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

対象サービス	種別	支援金額
居宅介護支援 介護予防支援（地域包括支援センター） 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅系	1事業所あたり2万円
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護（共用型を除く） 地域密着型通所介護 総合事業（総合事業のみの指定事業所）	通所系	1事業所あたり9万円
短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） 住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	施設系	1事業所あたり入所定員数に7千5百円を乗じた金額

様式第1号

川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

(あて先) 川口市長

法人所在地

申請者 法人名

代表者氏名

対象サービス

事業所名

川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	令和 年度
支援金の名称	川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金
交付申請額 (請求額)	

振込先

口座名義			
カナ名義			
金融機関名 及び支店名	銀行 信用金庫 農協	支店 出張所 支所	
預金種別 及び口座番号	普通 当座		

様式第2号

川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書

指令介第 号

法人所在地

申請者 法人名

代表者氏名

対象サービス

事業所名

年 月 日付で申請のあった川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金の交付について、次のとおり決定したので、川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

川口市長

交付年度	令和 年度
支援金の名称	川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金
交付決定及び 交付確定額	金 円
交付の条件	次の各号いずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該支援金を返還すること。 (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

様式第3号

川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金不交付決定通知書

指令介第 号

法人所在地

申請者 法人名

代表者氏名

対象サービス

事業所名

年 月 日付で申請のあった川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金の交付について、次の理由により交付を行わないこととしたので、川口市介護保険事業所物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

川口市長

交付年度	令和 年度
交付金の名称	川口市介護保険事業所物価高騰対策支援
交付を行わないこととした理由	